

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う
組合に対する認可制度の取扱いについて（抜粋）

30 企庁第 3961 号
昭和 30 年 8 月 25 日

1 組合の設立の認可について

(1) 認可の方針

従来の定款の認証制度に代って設立の認可制度が採用され、行政庁は、組合の設立当初からその実態を把握し、適切な運営指導を行いうることとなったのであるが、この場合、組合の内部に無用の干渉をするときは勿論、そのような印象を与えることのないよう十分に制度の趣旨を理解させ、他の組合立法が行政庁の認可につき期限の定を設けている例に、かんがみ、迅速かつ適格に遂行することを旨とし、理由不明のまま、未処理として放置することなく、認可または不認可の態度をすみやかに決定するよう厳に留意されたい。

(2) 認可の基準

認可の基準は、法第 27 条の 2 第 3 項に規定されているが、この規定の運用については、次の点を検討する必要がある。

- イ 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員になろうとする者であるか。
- ロ 創立総会の開催公告が適法に行われているか。
- ハ 創立同意者が組合員資格を有する者であるか。
- ニ 創立総会が適法な定足数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されているか。
- ホ 定款および事業計画の内容が、組合法その他の法令に違反していないか。
- ヘ 次の点が組合の目的、即ち、主として事業の実施計画と対比して、または相互に極端な不均衡がないか。
 - ①組合員資格
 - ②設立同意者数
 - ③地区
 - ④払込済出資予定総額
 - ⑤役員構成
 - ⑥経済的環境

以上の各項目を給合的に判断した結果認可または不認可を決定することとなるが、特に（ヘ）に掲げた事項は、組合の実態に関するものであるので、これに関し、当庁として不認可とすることが適当であると考えられる事例の一部を挙げれば次のとおりである。

- イ 払込済出資総額が著しく少額で、共同経営体としての組合であると認め難いとき。
- ロ 事業計画が漠然としており、共同経営体としての組合の目的ないし趣旨が著しく分明でないとき。
- ハ 組合員の極めて一部の者のみが組合の事業を利用するであろうことが明瞭であり、または、発起人もしくは代表理事のみの利益のために組合を設立しようとするのが明瞭であつて、組合は単に名目的な存在となる可能性が強いと認めるとき。
- ニ 極めて不安定な基礎の下に火災共済、その他の共済事業を行う目的をもって設立するものであると認めるとき。
- ホ 出資金の日掛ないし月掛の払込、借入金の日掛ないし月掛の受入等によつて、相互金融的事業を行おうとするものであるとき。
- ヘ 一世帯に属する家族のみで企業組合を構成しようとする場合等、企業合理化上特に組合形態を採ることの必要性が認められないとき。

ト 事業所の数、その分布状況、出資予定額等が社会通念上一企業体として認めがたいような企業組合を設立しようとするものであるとき。

(3) 不認可処分の場合の諮問等

認可の基準に照らして、組合の設立を不認可処分にしようとするときは、あらかじめ当該都道府県中央会に諮問してその意見を徴し、または特に必要がある場合には当庁に照会する等適宜の措置を講じ、公正な判断を下すとともに、制度の趣旨を無用に曲解させることのないよう配慮されたい。

なお、都道府県中央会が設置されていない場合には、これと同様の機能を有する指導団体等の意見を求めることが望ましい。

また、組合に対して解散命令を発する場合においても、上述の趣旨から、あらかじめ都道府県中央会に諮問する等の措置を講ずることとされたい。

中小企業等協同組合法に基づく認可の申請手続その他の事務に関する指導等について（抜粋）

30 企庁第 3962 号
昭和 30 年 8 月 25 日

1 設立認可申請書および添付書類

設立認可の申請手続については、施行規則第 1 条に規定されているが、この書類の記載事項等については、次により指導されたい。

(1) 申請書

申請書の様式は、施行規則様式第 1 に示されているとおりである。

申請人たる発起人は、事業協同組合および企業組合にあっては 4 人以上、協同組合連合会にあっては 2 組合以上あるわけであるが、申請書に記載すべき発起人は、その代表 1 人でよい。この場合には、他の発起人が認可申請事務を、当該発起人に委任したことを証する書面（委任状）を添付させなければならない。また、事務職員、計理士等が、発起人の委任状を添付して、申請書に自己の氏名を記載することは、施行規則違反であるから許されない。

(2) 定款

一般的には、法第 33 条に定められた絶対的および相対的必要記載事項が脱落することのないよう留意して指導しなければならない。

① 総則的事項

a 名称 名称は、法第 6 条第 1 項に定められた文字を用い、かつ、組合の組織実態が十分あらわれるように表示させること。

b 地区 地区は、組合が行おうとする事業、組合員の分布状況、組合員たる資格を有する者の分布状況等により妥当な範囲を規定させ、徒らに広大であってはならないものとする。

c 事務所の所在地 主たる事務所は、地区内において、組合事業の中心となるべき適切な場所を選定させること。

従たる事務所を設ける場合は、その必要性、即ち、組合事業の部分的中心として債務履行地その他の関係から置かなければならないか、単なる連絡所であるか等を検討して、適宜指導し、かつ、設置する場合には、主従の関係を明確に規定させること。なお、所在地は、最小行政区画まででよい。

d 公告の方法 公告を新聞に掲載して行う場合には、その新聞紙名を確定的に規定させること。

②事業

事業は、具体的に列挙させ、かつ、設立後2事業年度内において実施を予定しているものに限り規定させることとし、実施予定計画のないものは、規定させないこと。

③組合員

a 組合員の資格 組合員の資格は、疑義紛争の起らぬよう明確、かつ具体的に規定させ、また加入見込のないものは規定させないこと。

b 加入および脱退

(I) 加入に対して条件を附する場合は、その条件が適法であること。

(II) 加入金(加入手数料を含む。)または増口金の徴収は、次の場合に限るものとし、その金額は、他の組合員との衡平を保持する程度に止めること。

(イ) 他の組合員との均衡上、特別の負担をさせる必要があるとき。

(ロ) 出資証券の交付その他の事務手数料として少額を徴するとき。

(III) 除名により持分の一部のみを払戻す場合は、その払戻すべき金額または率を確に規定させること。

c 使用料または手数料

使用料または手数料の額または率を規定するときは共同事業の採算性にもとづいて定めさせること。なお、これを規約に委任するときは、その旨を規定せしめること

d 経費の賦課

経費の賦課については、できるだけ非経済事業の実施に要する費用の充当に限らせること。

e 過怠金

(I) 過怠金を課すべき場合は、具体的にこれを規定させ、かつ、過怠金を課する場合は、その組合員に対する事前通知および弁明の機会の供与についても規定されること。

(II) 過怠金の額については、その最高限度を規定させること。

④出資および持分

a 出資一口の金額

(I) 出資一口の金額は、共同経営体としての組合の性格および事業規模ならびに組合員の経営状態を考慮するほか、組合員たる資格を有する者の加入を著しく困ならしめないように適当に規定させること。

(II) 出資の払込は、組合員の事情の許す限り、全額払込とさせること。

(III) 出資払込の方法として、分割払込の方法をとる場合は、できるだけ迅速に全ての払込を完了する方針を採らせること。

b 延滞金

延滞金を課すべき場合は、その期間および金額(利率)を規定させること。

c 持分

(I) 持分は、払込済出資額または利用数量もしくはその金額(企業組合にあつては従事分量)以外の標準によって算定させないこと。

(II) 持分の算定は、加算式または改算式のいずれかの方法によらせること。

⑥役員

a 役員の数

理事および監事の定数は、確定的に規定させるとともに、その定数が、業務の運用に適当なものであること。

b 役員の任期

(I) 理事および監事の任期は、確定的に規定させること。

(II) 理事および監事は、任期満了後であっても後任者の就職するまでその職務を行うべき旨を規定させること。

c 役員選挙

(I) 立候補制または推せん制等を採用する場合は、これにもとづく被選挙資格を明確に規定させるほか、立候補者または推せん者の届出および選挙の事前公告に関する規定を設けさせること。

(II) 役員選挙は、単記もしくは連記のいずれによるかを明確に規定させること。

(III) 指名推せん制を採用するときは、その手続、方法等を明確に規定させ、特に、被指名人の選定方法については、選考委員会による等、民主的な組合運営を確保することができること方法を規定させること。

なお、指名推せん制は、無記名投票による選挙に代わるべき例外的方法であるから、特に必要がある場合、即ち、組合員が少数であり、または、組合員相互がよく知悉している等の場合に限るよう指導すること。

⑥ 総会、総代会および理事会

a 会議の招集および議決の方法

総会、総代会および理事会の招集手続、決議の方法等に関する事項は、明細に規定させること。

b 代理議決

総会または総代会における代理権の範囲は、確定的に規定させること。

c 議事録

議事録の作成に関する事項は、明細に規定させること。

⑦ 会計

a 事業年度

事業年度の開始の日および終了の日は、組合の性格、行わんとする事業等を考慮して適当な日を規定させること。

b 準備金、積立金および繰越金

(I) 準備金、積立金および繰越金の積立（繰越）率は、明確に規定させること。

(II) 各種積立金の目的は、明確に規定させること。

(III) 剰余金および積立金について、損失のてん補の順位を明確に規定させること。

(IV) 剰余金の配当の基準および方法は、明確かつ具体的に規定させること。

(3) 事業計画書

事業計画書には、下記の事項が記載され、設立後直ちに実施しない事業については、この計画の概要と実施予定年度を附記せしむこと。

① 実施使用とする事業の種類

② 取得しようとする固定資産の種類（現物出資を含む。）および数量

③ 取得しようとする棚卸資産の種類（現物出資を含む。）および数量

④ 固定資産および棚卸資産の取得に要する資金量ならびに事業実施に要する事業別長期資金および短期資金量

⑤ 所要資金の調達方法

⑥ 事業実施の方法および規模

（企業組合の場合にあつては、組合と組合員との関係（出資組合員および従事組合員の数ならびに組合員の所有している営業資産等の帰属関係）、雇用労働者数および実施しようとする事業所数等についても記載されていること。）

(4) 役員の名および住所を記載した書面

役員の名および住所を記載した書面には、氏名の上に理事および監事の区別が、理事長、専務理事もしくは数人の代表理事または員外理事もしくは員外監事をおいているとき

は、理事または監事の下にその旨が附記されていること。

(5) 設立趣意書

設立趣意書には、次の事項が記載されているものであること。

① 設立の目的

② 組織および事業の概要

a 名称

b 地区（企業組合を除く。）

c 事務所の所在地

d 組合員たる資格

e 出資一口の金額および出資払込方法

f 事業計画の概要（企業組合の場合は、組合員が組合事業に没入するものであることがあらわれていること。）

g 賦課金の賦課徴収方法（企業組合を除く。）

h 役員の定数および任期

(6) 収支予算書

収支予算書は、次により作成されたものであること。

① 収入の部

収入の部は、事業収入と事業外収入に区分され、それぞれの科目、金額およびその積算基礎が明らかにされていること。

② 支出の部

支出の部は、事業費および一般管理費と事業外費用に区分され、それぞれの科目、金額およびその積算基礎が明らかにされていること。

③ 期間等

収支予算書には、組合名ならびに事業の開始および終了予定年月日が記載されていること。

④ 予算科目

初年度および次年度の予算科目は、特別の事由のない限り、統一されたものであること。

⑤ 様式

収支予算書の様式は、できるだけ「中小企業等協同組合経理基準」に示されている様式によらせること。

(注) 予算の組替または流用

予算科目の金額は、原則として組替または流用し得ないこととし、やむを得ない事由によって組替または流用を必要とするときは、総会もしくは総代会の承認を要することとする。

なお、同種の予算科目内の流用の場合は、あらかじめその流用につき総会もしくは総代会の承認をうること。

(7) 創立総会の議事録またはその謄本

① 創立総会の議事録またはその謄本には、次の事項が記載されているものであること。

a 開催公告の期日

b 招集の期日

c 開催の日時

d 場所

e 設立同意者数

f 出席者数および出席者の内訳（本人、書面、代理人の別。）

g 議長選任の経過

h 議事の要領およびその結果

②創立総会の議事録が謄本である場合には、「原本に相違ない」旨の発起人代表により証明がなされていること。

異業種組合の設立・運営指導について（抜粋）

58企庁第1194号

昭和58年8月27日

1 組合事業について

(1) 異業種組合が異なる種類の事業を行う中小企業者の集まりであることから、組合事業の種類、内容によって一部の組合員のみが利用することがありうる。

この点で中小企業等協同組合法（以下「組合法」という。）第5条第2項にと規定されるいわゆる直接奉仕の原則「組合は、その行う事業によってその組合員に直接奉仕することを目的とし、特定の組合員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。」との関係が問題になる。

しかしながら、次のような場合に直接奉仕の原則に反しないものと解される。

(イ) 組合事業が現実の一部の組合員についてのみ利用されるのであっても、組合事業の利用の機会が公平に与えられるようになっている場合

(ロ) 組合事業の利用の機会が過渡的に一部の組合員についてのみ与えられているにすぎないとしても、将来的に他の組合員にも利用の機会が与えられる計画、仕組みとなっている場合

(ハ) 組合員の事業が有機的に連携している組合において、資材購入や研究開発等の組合事業が一部の組合員についてのみ利用される場合においても、その効果が組合員事業の連携等を通じ究極的に他の組合員にも及ぶことが明らかである場合

(2) 異業種組合は、異業種中小企業が協同することによる効果の発揮を意図して設立されることが多いことから、実施される組合事業も、従来の同業種組合が中心的事業として行ってきたもの、例えば共同購入、共同受注・共同販売、共同生産・共同加工等が必ずしも中心的事業として行われるとは限らず、共同製品開発、共同技術開発、教育及び情報の提供等のいわゆるソフトな事業が中心的事業となることが見込まれる。また、組合員の結束を強化するため、組合員が共通に利用しうる事業として、資金の貸付、福利厚生等の事業が活用されることが見込まれる。

このため、異業種組合の組合事業については、個々の組合の実情に応じた組合事業が行われるよう特に配慮する必要があり、例えば、教育及び情報の提供事業が中心的組合事業である場合において、これが効果的に実施されることが見込まれるときは、当該組合の設立を不認可とすることは適当ではない。

なお、事業協同組合運営指針（昭和26年企庁第1531号）の第7の2の(十)の(4)に規定されている資金の貸付事業を行うに当たっての「他の共同事業」としては「教育及び情報の提供事業」等のソフトな事業が含まれると解される。

なお、他に認可基準となる通達として、「事業協同組合小組合の設立指導について（昭和33年7月30日付け33企庁第5468号）」、「自動車事故見舞金共済事業を行う事業協同組合の運営指導について（昭和50年12月5日付け50企庁第1489号）」、「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う運用について（昭和55年9月2日付け55企庁第1194号）」及び「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う運用について（昭和55年9月27日付け企庁第1451号）」があります。